

これまでの安全衛生経費の確保に関する取組状況

【厚生労働省】

平成7年 元方事業者による建設現場安全管理指針(平成7年4月21日労働省基発第267号の2)(P2)

建設現場等において元方事業者並びに関係請負人が実施することが望ましい安全管理手法として、
「請負金額における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、請負代金内訳書への経費の明示等」を記載

【建設業労働災害防止協会】

平成25年 建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領
検討結果報告書(平成25年3月)※(資料3-2)

建設工事における安全衛生経費の標準リスト等を作成

【国土交通省】

平成26年 建設業法令遵守ガイドラインの改訂(平成26年10月)(P3、4)

労働災害防災対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化などの手順を記載

※厚生労働省と共同で作成したパンフレット(資料3-3)において、実施者と経費の区分者の区分を明確化すべき労働災害防止対策の抽出に当たって、「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書が参考になる旨記載

「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日労働省基発第267号の2)(以下「元方安全管理指針」という。)では、建設現場等において元方事業者並びに関係請負人が実施することが望ましい安全管理手法として、「請負金額における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等」を示されている。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費(施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費)については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。

(1) 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

- [1] 労働者の墜落防止のための防網の設置
- [2] 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
- [3] 安全帯の取付け設備の設置
- [4] 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員配置
- [5] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等
- [6] 元方事業者が主催する安全大会等への参加
- [7] 安全のための講習会等への参加

(2) 請負代金内訳書に明示する経費

- [1] 関係請負人に、上記[4]の誘導員を配置させる場合の費用
- [2] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
- [3] 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
- [4] 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

14 関係請負人が実施する事項

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担の明確化

関係請負人は、その仕事の一部を別の請負人に請け負わせる場合には、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。

建設業法法令遵守ガイドライン(概要)

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の11項目について、

ア. 留意すべき建設業法上の規定を解説 イ. 建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. **見積条件の提示** (建設業法第20条第3項)
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)
 - 2-2. 追加・変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
4. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
5. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
6. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
7. **赤伝処理** (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)
8. 工期 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
9. 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の5)
10. 長期手形 (建設業法第24条の5第3項)
11. 帳簿の備付け及び保存 (建設業法第40条の3)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 12-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 12-2 社会保険・労働保険について (社会保険等への加入)
- 12-3 **労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)**
- 12-4 下請代金の支払手段について

1. 見積条件の提示

元請負人が、見積条件の提示の際、最低限明示すべき事項である「①工事内容」のうち、元請下請間の費用負担区分の例示に「労働災害防止対策」を追加し、元請負人が最低限明示すべき事項であることを明確化

7. 赤伝処理

あらかじめ見積条件や契約書面に、下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、「赤伝処理」に該当し、建設業法第19条、第20条第3項等に違反することを明確化

12-3. 労働災害防止対策について【新設】

次の事項について明確化

- ① 下請負人が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、義務的に負担しなければならない費用であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであること
- ② 元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ③ 下請負人は、元請負人により明確化された労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を踏まえ、適正に労働災害防止対策に要する経費を見積ったうえ、見積書に明示すべきこと
- ④ 元請負人は、労働災害防止対策経費が明示された見積書を尊重し、下請負人と対等な契約交渉を行うこと
- ⑤ 元請負人と下請負人は、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化すること
- ⑥ 下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示すること
- ⑦ 下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがあること